

議案第10号

新座市防災会議条例の一部を改正する条例

新座市防災会議条例（昭和39年新座市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員<u>46人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 埼玉県南西部消防局の消防局長</u></p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 <u>6人</u>以内</p> <p>6 [略]</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員<u>42人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部の消防長</u></p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 <u>2人</u>以内</p> <p>6 [略]</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

防災会議の委員の人数を改めるとともに、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部の名称の変更等に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。